

# 新島村 社協だより No.165

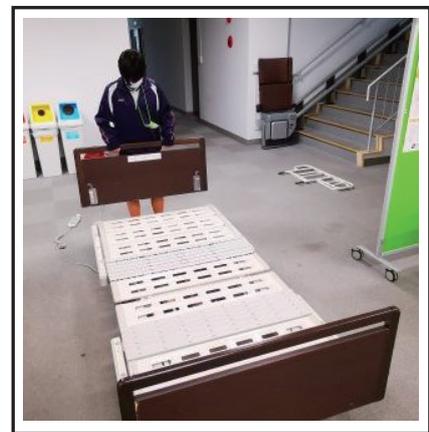
発行所  
社会福祉法人  
新島村社会福祉協議会  
〒100-0402  
東京都新島村本村1丁目8番2号  
TEL: 04992-5-1239  
FAX: 04992-5-1291  
式根島事務局  
〒100-0511  
東京都新島村式根島255-1  
TEL: 04992-7-0583

## 新島中学校生職場体験実施

令和2年10月13日（火）から10月15日（木）の3日間、職場体験として新島中学校2年生1名を受け入れました。

実際の体験に先だちこの生徒さんが、この体験を通して取り組みたいとしていたテーマは「人見知りを改善する」ということでしたが、打ち解けるのが早く、積極的に明るく仕事に取り組んでくれました。

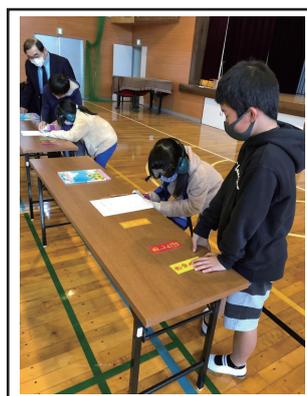
この体験が、今後の生活や進路を考えるときの一助となれば幸いです。



## 高齢者疑似体験

令和3年2月4日、新島小学校4年生10名を対象に、高齢者疑似体験と車いすの体験学習を実施しました。高齢者疑似体験では、装具を装着して、高齢者の日常生活動作を疑似的に体験することにより、加齢による身体的な変化を体験し、車いすの体験では、実際に乗車・介助をして車いすに乗っている人の気持ちや、介助をするときはどうしたらいいかなどを考えていただきました。

この体験を通して、思いやりや助け合いの心を感じ取り、福祉と自分とを繋ぐきっかけにしていきたいと思っています。





## 権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)

対象者：物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方にご利用いただけます。

- ①福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。
- ②日常的金銭管理サービス 日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。
- ③書類等預かりサービス 日頃使わない大切な書類をお預かりします。

利用料はいくら？

援助内容		利用料
①福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,500円
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
③書類等預かりサービス		1ヶ月1,000円

\*利用については社協事務局 (☎5-1239) にご相談下さい

## ～現在行っている介護予防生活支援事業のご紹介～

### 1. 配食サービス

食事を作る事が難しい高齢者などに対して、定期的にバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行っています。

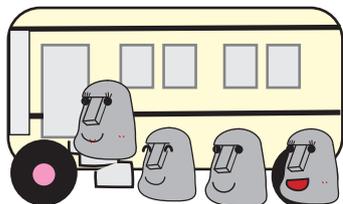
### 2. 外出支援サービス

ご自宅から診療所や医療機関への送迎をしています。本送迎は、一般車両による送迎のほか、車椅子移動車による送迎も行っています。

### 3. 訪問・相談サービス

家庭訪問により、日常生活上の困りごと相談をお受けするとともに安否確認を行っています。また定期的に見守りを行い、体調の変化などに目を配って、状態の悪化防止につなげることを目的としています。

**いずれのサービス利用も申請 (村の承認) が必要となります。**

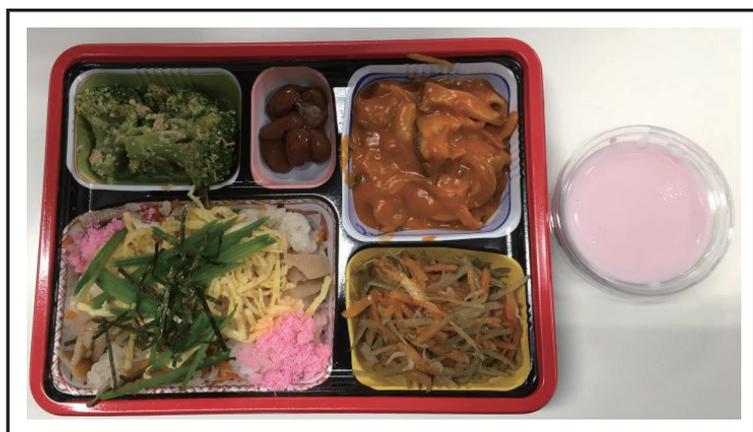


※詳細は社協事務局 (新島) 5-1239  
(式根島) 7-0583  
までお問い合わせ下さい。

## 配食サービスのご案内

社協では毎週水曜日に65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯の利用者にお弁当を配達しています。現在は、コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言中のため調理ボランティアさんの調理は行っておらず、外注のお弁当を配達しております。

また、調理ボランティアさんが不足しており募集もしております。興味のある方は社協までお問い合わせください。 ☎5-1239



式根島のお弁当

## 歳末弁当の配食中止について

社協では、毎年年末に歳末弁当（以前は、「おせち」と呼んでおりました。）を、歳末たすけあい運動で皆様からいただきましたご厚志の一部を食材費として使用させていただき、民生委員をはじめボランティアの皆様調理・配食を行っていただいているところですが、昨年（令和2年）末は、全国的に新型コロナウイルス感染症が感染急拡大し、島内においても配食実施直前に感染者の発生事案が発表されたため、急きょ中止させていただくこととなりました。幸い、同事案については後日偽陽性であることが判明し、その旨訂正の発表がされましたが、既に食材の注文をキャンセルしてしまったほか、感染状況が依然として拡大中であったため再度配食を実施することは断念いたしました。

歳末たすけあい運動で皆様からいただきましたご厚志の使用方法について、年明けに民生委員の皆様にご相談したところ、社協で使用している資機材等で老朽化しているものがあれば、その買い換えに使用するほうが、地域福祉活動に役立つのではとのご助言をいただきました。そこで、送迎や、貨物の運送等に使用する軽自動車が多々買い換えの時期を迎えておりましたので、その代替車両（中古車）の購入費に当てさせていただくことといたしました。

歳末弁当については、上記の事情をご理解いただき、ご了承下さいますようお願い申し上げます。また、歳末たすけあい運動に寄せられる募金の使用方法については今後とも関係者をはじめ多くの皆様のご意見をお聞きしながら検討を重ねてまいりますので、併せてご理解いただきますようお願い申し上げます。



## 心温まるご寄付をありがとうございました。

(令和2年9月1日～令和2年12月31日)

皆様からいただきましたご寄附は、高齢者や障がい者を対象とした在宅福祉サービスや地域福祉のために、大切に使用させていただきます。

一般寄附		
ご芳名	地区名	寄附金
新島高等学校 前田吉明 様	本村	3,950円
菊地 涼介 様	本村	100,000円
成澤 亮 様	本村	100,000円
青沼 邦紀 様	本村	100,000円
月俣 千代子 様	本村	100,000円
匿名 様	本村	540円
百井 豊 様	本村	100,000円
宮川 里司 様	若郷	100,000円
匿名 様	本村	10,000円

下記の方々から使用済み切手・テレホンカード、書き損じハガキ等をお寄せいただきました。

「皆様、ありがとうございました」

ブッサンストア	様	匿名	様
梅田 勝代	様	匿名	様
匿名	様	前田 利子	様
匿名	様	前田 幸美	様
匿名	様	匿名	様
大島支庁新島出張所	様	山本 はる子	様
宮房商店	様	匿名	様
池村商店	様	新島村商工会	様

### ◇お知らせ◇

ご寄附は、税金控除の対象になります。

当社協は、社会福祉法人格を有していますので、2,000円超のご寄附の場合、所得税の寄附金控除及び、個人住民税・個人村民税の寄附金税額控除が受けられます。(東京都共同募金会が主催する、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金に寄附した場合も同様です。)

控除額などの詳細についてや法人のご寄附については、村役場税政係、芝税務署等にお問い合わせ下さい。なお、確定申告の際には、当社協発行の領収書が必要です。

**今後のご寄附をお待ちしています。**

古切手は、社団法人日本キリスト教・海外医療協会に届けられます。

また、書き損じハガキ、テレホンカードもございましたら社協事務局までお届けください。



## ボランティア保険料が上がります

ボランティア保険とは……

ボランティア活動中や移動中に怪我をした場合に補償金が出るのはもちろん、物や人に対する破損や怪我をさせてしまったことに対しても保証金が出ます。そのため自分だけでなく相手を守ることもつながる保険です。令和3年3月31日までは基本プランで300円ですが、令和3年4月以降は保険料の改定があり、同プランで350円となります。

### 訂正・お詫び

前回社協だより(No.164 1月1日号)中、「会員会費増強月間実施報告(団体)」において、団体会員のご紹介を行いました。同記事、「協同建設(有)」と表記いたしました団体会員様の正しい名称は、「(株)協同」でしたので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。